



不当判決を許すな！ パワハラ許さない闘いこれからも 水野さん行政訴訟控訴審判決



12月15日
東京高裁で、水野
さん行政訴訟控訴
審の判決があり、
多くの組合員・O
Bが法廷に結集し
ました。しかし判
決は一審と同じく
会社のパワハラを
容認するとんでも

ない判決でした。

報告集会で水野さんは「自分と同じ目にあう人がでてほしくない。裁判もそういう思いからはじめた。東海労の仲間がいたからこそここまで闘ってこられた。弁護士先生とも出会えた。東海労でなかったら会社を辞めていたと思う。新幹線プレスで自分に対するパワハラを明らかにして発信してきた。日勤教育に歯止めをかけられるのは東海労しかない。パワハラを許さない闘いを継続して闘っていく。」とこれからも闘っていく決意を明らかにしました。

